

令和4年度基本方針

はじめに

一昨年から本年にかけて、新型コロナウイルスの世界的流行により人々の行動様式は大きく様変わりし、私たち視覚障害者はこれまで経験したことのない不自由な生活が継続している。また、昨年度も新型コロナ感染症拡大に伴い、行事等は延期や中止を余儀なくされた1年であった。そうした背景の中、本年度は、第17回岩手県視覚障害者福祉大会開催を3年ぶりに予定したい。また会結成70周年記念誌の編纂もしなければならない。特に、ICT社会の急速な進展に伴う、県内視覚障害者に対する社会自立及び社会参加支援の具体化を実現していきたい。また岩手マッサージセンター、日中一時支援事業及び同行援護事業など、時代に即応した見直しを検討しなければならない。

同時に今後の当協会発展のため、中長期的な将来ビジョンを描きながら県内視覚障害者のためにセンター的役割を担う協会であり続けるために将来ビジョン検討会を立ち上げ検討していく必要がある。

新型コロナ感染予防のための3回目ワクチン接種がはじまっているものの、収束方向に向かうかどうかは全く不透明である。山積している諸課題を解決する方策を検討しつつ、会と法人が連携して、法人運営や事業運営を停滞することのないよう、一致結束して事にあたって行きたい。

1 ICT技術と視覚障害者

2019年に読書バリアフリー法が施行され、視覚障害者の読書環境の整備を推進することが明記されている。基本的施策としてはアクセシブルな書籍・電子書籍の普及、インターネットを利用したサービス提供体制の強化、情報通信技術の習得支援などが盛り込まれた。また、近年スマートフォンの普及が進み、現在多くの視覚障害者が使用しているフィーチャーホン(ガラケー)のサービス終了が発表されている。更に、国においては昨年9月からはデジタル庁が設置された。このようなICT社会の進展の中にあって、私たちには日常生活に欠かせなくなっている情報通信機器等の入手方法から操作方法まで含めて誰もが使えるよう、研修会等の支援をしなければならない。またデ

デジタル時代に即応した障害者日常生活給付品目の見直しを国や県内市町村に働きかけていく必要がある。

2 地域間格差と生活しづらさ

新型コロナウイルス感染拡大で地域経済は一変した。そうした背景から、市町村の福祉サービスである「障害者日常生活用具給付事業」や、「福祉タクシー助成券」等が減額になるのではないかと懸念している。

また、公共交通機関のバス路線が各地で減少しており、生活のしづらさに追い打ちをかけている状況にある。そのような中にある、支部の地域活動支援や、会員に対する ICT 操作スキルアップの支援に努力していかなければならない。

3 視覚障害者の社会自立と就労

厚生労働省は重度障害者等に対する通勤や職場等における支援について令和 2 年度より「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の実施を開始した。

これにより現在障害福祉サービスにおいて支援が受けられない経済活動とされる時間に必要な支援が受けられるようになった。

ただし、雇用先企業側の理解や実施自治体がまだ県内では少ないなどの課題や、実施行政が仮にあったとしても、委託された事業所職員の育成等、今後の環境整備をどうするかという課題がある。この横たわる課題を解決するためには行政との連携が必要である。今後、国および県内市町村行政の動きを注視しながら、よりよい社会自立と就労施策となるよう働きかけていかなければならない。

4 外出支援の更なる充実へ

同行援護事業「岩手ガイドヘルパーセンターあゆみ」事業所は開所 4 年目となる。昨年度は、新型コロナウイルス感染拡大でサービス提供がやや鈍化してしまっていたが、事業運営が著しく停滞するまでには至らなかった。本年度は事業所の運営基盤の強化と、外出支援サービス依頼要望に応えられるサービス提供体制づくりの環境整備を更に図っていききたい。

5 あはき違憲訴訟運動の今後

あはき等法19条違憲訴訟は、令和4年2月7日に最高裁で判決が言いわたされ、原告の上告は却下された。結果、平成28年から5年余りの争われた違憲訴訟に終止符が打たれた。しかし、無資格者問題や学術向上、あはき師就労等の課題がある。今後、当会の立場で一步でも二歩でも前進し、課題解決に向けて努力していきたい。

6 協会結成70周年記念事業

新型コロナウイルス感染拡大のため式典をオンラインで行った。記念事業として記念誌の編纂があり年度内にまとめたい。

本年度も、日視連や東視連と連携しつつ、私たち視覚障害者が総力を結集しワンチームとなって、各種事業や行事を推進するとともに、山積する課題に取り組みつつ、五つの理念を基本としながら令和4年度の基本方針を以下に示す。

【五つの理念】

- 1 視覚障害者の自立支援
- 2 視覚障害者本位の生活支援
- 3 開かれた経営
- 4 障害者福祉の一体化活動
- 5 地域と共生の福祉活動

【基本方針】

- 1 岩手マッサージセンター事業所の運営
- 2 同行援護事業所（岩手ガイドヘルパーセンターあゆみ）の運営充実及び同行援護従業者養成研修事業の推進
- 3 日中一時支援事業所「ジャンプの家」及び社会参加促進事業の運営
- 4 岩手県視覚障害者福祉協会結成70周年記念事業の実施
- 5 支部活動支援・青年部及び女性部活動への支援

- 6 弱視者への支援及びロービジョンネットワークへの協力
- 7 移動支援環境の整備及び視覚障害者福祉サービスの地域間格差の解消への取り組み
- 8 災害時の視覚障害者への対応
- 9 あはき師の就労支援及び無資格施術への注意喚起活動
- 10 岩手県視覚障害者団体連絡協議会活動への協力
- 11 日視連・東視連等、関係団体との連携と相互理解の推進
- 12 情報発信の強化

以上、令和4年度の基本方針とする。